

別紙

諮問第1135号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求について、他の制度で閲覧が可能であることを理由として開示請求を却下した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件開示請求に対し、東京都人事委員会が平成29年11月2日付けで行った開示請求却下決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、別表中「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表中「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件各審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成30年 3月 8日	諮問
平成30年 7月17日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 8月28日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 7月17日	新規概要説明（第201回第一部会）
令和 元年 9月26日	審議（第202回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第203回第一部会）
令和 元年11月19日	審議（第204回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第205回第一部会）
令和 2年 1月30日	審議（第206回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第207回第一部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成8年人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）を対象公文書として特定し、東京都例規集に掲載され、インターネット上で公開されていることから、条例18条2項に規定する開示しないものとする公文書に該当するとして、開示請求却下決定を行った。

イ 本件開示請求却下決定の妥当性について

本件開示請求の却下決定に対し、審査請求人は、当該対象公文書について、実施機関が想定しているのは規則73条及び74条の規定と推測した上で、これらの規定にはメールでの連絡を「明確に」禁止する文言はないと主張する。

また、本件開示請求は、審査手続に関する疑問点の照会等といった書面等の提出以外の連絡についても広く対象に含んでおり、規則は疑問点の照会等の連絡について規定していないことから、規則が公開されている事実をもって本件開示請求を却下する理由とはならない旨も主張している。

実施機関の説明によると、規則73条は審査請求手続における書面等の提出方法を、同74条は文書の送付手段等を規定しており、いずれの規定においても、ファクシミリを利用することができる場合についての記載は存在するが、電子メールを利用できる旨の記載は存在せず、審査手続に関する疑問点の照会等についてもこれらの規定によるとのことである。

審査会が見分したところ、規則73条及び74条には「電子メール」についての記載はなく、また、規則の他の規定を確認しても、不利益処分に係る審査請求に関する連絡について「電子メール」でのやり取りを明確に禁止する旨の記載もなければ、これを認める旨の記載もなかった。

さらに、事務局をして実施機関に確認したところ、不利益処分に係る審査請求に関する連絡について、特段「電子メール」でのやり取りを禁止する内部的な通知等もないとのことであった。

これらに鑑みると、審査請求に関する連絡手段として、いかなる方法で行うことにするかは、実施機関に委ねられるべきであるところ、これに関する明文の規定が存在しないことが不自然であるとは言えず、また、電子メールの利用を禁止する規定を設けずにその利用を認めないことが不相当とまでは言えない。

以上のとおり、実施機関の定める規則等に連絡手段として「電子メール」の利用を禁止する旨の明確な禁止規定を設けていない状況を踏まえると、本来は不存在を理由として非開示決定をすべきものであったが、本件対象公文書の他に対象公文書として特定し、開示すべきものがないことから、本件開示請求を却下した決定は、結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑